学校等における定年前再任用短時間勤務職員の勤務条件等

広島県教育委員会

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 内　　　　容　　　　等 | | | | |
| 任用 | 職 | ○希望者の中から選考により任用します。  ○定年前再任用短時間勤務を希望する場合でも、全県的な配置先の調整の結果等により、希望どおりにならないこともあります。 | | | | |
| 対象者 | ○60歳に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）した職員 | | | | |
| 採用方法 | ○従前の勤務実績等に基づく選考を行います。 | | | | |
| 任期 | ○定年退職日相当日（常勤職員の定年退職日）まで | | | | |
| 職務内容 | ○原則として、任用された職の60歳前の職員と同様の職務に従事します。 | | | | |
| 勤  務  時  間  ・  休  暇 | 勤務時間 | ○２週38時間45分 | | | | |
| １日の  勤務時間 | ○７時間45分以内で、所属長の割振りによる。 | | | | |
| 休暇 | ○定年前の職員と同様ですが、年次有給休暇等については、１週間の勤務日数に応じて付与します。  ○60歳年度の末日に退職後、引き続き定年前再任用された年の年次有給休暇の日数は、60歳年度の末日における日数を引き継ぎます。 | | | | |
| 給与 | 給料 | 再任用職 | 事務職員 | 県立学校  ・実習教諭  ・寄宿舎教諭 | 県立学校  ・教諭  ・講師 | 県立学校  ・養護教諭  ・栄養教諭 |
| 適用給料表 | 行政職 | 教育職(ニ) | 教育職(ニ) | 教育職(ニ) |
| 級 | ２級 | １級 | ２級 | ２級 |
| 給料月額 | 131,655円 | 125,685円 | 146,902円 | 146,902円 |
| 再任用職 | 学校栄養職員 | 公立小中学校  義務教育学校  ・教諭  ・講師 | 公立小中学校  義務教育学校  ・養護教諭  ・栄養教諭 | 市立定時制  ・教諭  ・講師 |
| 適用給料表 | 医療職(ニ) | 教育職(イ)・（三） | 教育職(イ)・（三） | 教育職（ロ） |
| 級 | ２級 | ２級 | ２級 | ２級 |
| 給料月額 | 132,509円 | 145,282円 | 145,282円 | 146,902円 |
| 備考 | ※上記の月額は、教育職給料表適用者については、教職調整額を含みます。 | | | |
| 諸手当 | ○職務に関連する手当等を支給します。  　地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、給料の調整額等  ○扶養手当は支給対象外です。 | | | | |
| 期末・勤勉 | ○年間2.4月分を支給します。 | | | | |
| 退職手当 | ○支給しません。 | | | | |
| 服務等 | 服務・能率 | ○定年前の職員と同様です（人事評価制度、職員研修、保健（定期健康診断）を含む。）。 | | | | |
| 分限・懲戒 | ○定年前の職員と同様です。 | | | | |
| 災害補償 | ○定年前の職員と同様です（地方公務員災害補償法が適用されます。）。 | | | | |
| 保険 | 社会保険 | ○医療保険→共済組合任意継続又は国民健康保険  ○年金保険→適用はありません。 | | | | |
| 雇用保険 | ○適用はありません。 | | | | |